15　法第十二条第三項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める区域は、奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島とする。

16　法第十二条第三項の表の第二号の上欄に規定する政令で定める地区は、同欄に規定する指定された地区及び同欄に規定する区域内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画のうち計画基準を満たすものに係る地区として関係大臣が指定する地区とする。

17　法第十二条第三項の表の第二号の中欄に規定する政令で定める事業は、製造業、農林水産物等販売業（同号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）、旅館業及び情報サービス業等のうち、同号の上欄に掲げる地区に係る第十二項に規定する産業投資促進計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備とする。

18　個人が、その取得等（法第十二条第三項に規定する取得等をいう。）をした減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該減価償却資産につき同項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

第六条の七第一項第一号から第三号までの規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

第七条の二第五項を削り、同条第四項中「認定事業者」の下に「又は同法第十九条の十第二項の規定により同法第二十条第一項の認定があつたものとみなされた同法第十九条の十第二項の実施主体」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「。第四項」を「。第五項」に、「都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第六号」を「法第十四条の二第二項第一号」に、「施設建築物を」を「市街地再開発事業によつて建築される建築物を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十四条の二第二項第一号に規定する政令で定める要件は、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二条第一号に規定する市街地再開発事業をいう。）の施行される土地の区域の面積が五千平方メートル以上であることとする。

第七条の二第六項を削り、同条第七項中「第十四条の二第二項第四号」を「第十四条の二第二項第三号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第十四条の二第二項第四号」を「第十四条の二第二項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「同条第二項各号の二以上の号」を「同条第二項第一号及び第二号」に、「に該当する」を「のいずれにも該当する」に、「当該二以上の号のいずれかの号に掲げる」を「これらの建築物のうちいずれかの」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第十条第三号中「附則第七十条第十一項、第十四項又は第十八項」を「附則第七十条第十四項」に改め、「第十二条の三（第一項に係る部分に限る。）」及び「又は第十四条（第二項に係る部分に限る。）」を削り、同条第四号中「附則第二十七条第六項、第十項」を「附則第二十七条第十項」に改め、「第十二条（第一項の表の第一号ニに係る部分に限る。）」を削り、同条第八号中「又は第九条第四項」及び「又は第十三条の三」を削り、同条に次の一号を加える。

九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第三十八条第五項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第十四条の二の規定

第十四条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第四号中「掘さく」を「掘削」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「の前年以前の各年のいずれかの年につき同項」を「（その年の前年において当該個人が同項の規定の適用を受けなかつた場合におけるその年に限る。以下この項において「特例年」という。）の前々年以前の各年のうち同条第一項」に、「受け、かつ、その翌年からその年」を「受けた最後の年の翌年から当該特例年」に、「につき同項の規定の適用を受けなかつた場合において、」を「（当該最後の年が当該特例年の前々年である場合には、当該前年。以下この項において同じ。）の」に、「こえるときは、」を「超える場合における」に、「からそのこえる」を「からその超える部分の」に改め、同項第一号中「をこえる」を「を超える」に、「そのこえる」を「その超える部分の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「に規定する鉱物」の下に「（以下この条において「鉱物」という。）」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第二十二条第一項に規定する政令で定める鉱物は、鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第三条第一項に規定する鉱物及び独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法第十一条第五項に規定する金属鉱物のうち安定的な供給を確保することが特に必要なものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

第十四条に次の一項を加える。

8　経済産業大臣は、第一項の規定により鉱物を指定したときは、これを告示する。

第十八条の五第二号中「、第三十七条の五第三項又は第三十七条の九の二第五項」を「又は第三十七条の五第三項」に改める。

第二十二条第一項中「（昭和二十五年法律第二百八十九号）」を削り、同条第三項中「こえる」を「超える」に改め、同条第七項中「第三十九条第一項」を「（平成十八年法律第九十一号）第三十九条第一項、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十九条第一項」に改める。

第二十二条の六第二項第二号中「第二十五条の七の二」を「第二十五条の七」に改める。

第二十二条の七第二項中「町村又は」の下に「機構（」を加え、「緑地管理機構（」を「緑地管理機構又は特定緑地管理機構（都市の低炭素化の促進に関する法律第四十六条第一項の規定により指定された特定緑地管理機構で都市緑地法第六十九条第一号ハに掲げる業務を行うものをいう。第二号において同じ。）のうち、」に、「に限る。以下」を「をいう。以下」に、「機構」という」を「同じ」に改め、同項第二号中「に存する同法」を「（当該機構が特定緑地管理機構である場合には、都市の低炭素化の促進に関する法律第四十六条第一項の指定をした市町村の長の属する市町村の区域内）に存する都市緑地法」に改める。

第二十二条の八第五項中「第二十七項第四号及び第二十八項」を「第二十五項第四号及び第二十六項」に改め、同条第二十五項及び第二十六項を削り、同条第二十七項を同条第二十五項とし、同条第二十八項から第三十二項までを二項ずつ繰り上げる。

第二十四条の四第一項中「第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」を「第三十七条の九の四」に改める。

第二十五条の七の二及び第二十五条の七の三を次のように改める。

第二十五条の七の二及び第二十五条の七の三　削除

第二十五条の七の五第四項中「第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」を「第三十七条の九の四」に改め、同条第八項中「、法第三十七条の九第一項」を「又は法第三十七条の九第一項」に改め、「又は法第三十七条の九の二第五項に規定する譲受け土地建物等」を削る。

第二十五条の八の二第七項中「次項」を「第九項」に改め、「、第二十五条の十の七」を削り、「次条」を「次項、次条」に改め、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法」を「電磁的方法」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　前項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、同項の金融商品取引業者等の営業所の長に対し、同項の規定による特定管理口座開設届出書の提出と併せて法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座開設届出書の提出（第二十五条の十の二第六項に規定する提出をいう。）をしようとする場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、当該特定管